

ある。ところが労働者は親方に雇傭せられ、  
 あるのであつて、会社とは直接関係がなくな  
 つて居る。此の関係を利用して、資本家は賃  
 金不拂の時、解雇の時、又は負傷等の時に  
 自己の責任を迴避してゐるのである。更に  
 この親方は凡ゆる方法で労働者を雇使し、  
 圧迫し、組合加入を妨げつゝある。故に  
 此の悪制度を撤廃しなければならぬ。実  
 行方法としては現在行つてゐる工場監督  
 告を廢する。(一)は各友誼団体に通知し  
 て協力する。(二)は全国的に運動する。  
 策であるが、更に之に次の一項を附加して  
 いたゞきたい。即ち  
 (四)此の案をまとる日本労働組合評議会全国  
 大會に提案する事。  
 (プリント朗讀)

三三  
 (決議案) 次日本階級は其の採取の安定  
 志計らんがために、ありゆる手段を取つて  
 ゐるが、特に下請親方雇傭制度の如きは最  
 も要棘なるものである。  
 資本家階級は之に依りて(一)当然負擔すべき  
 傷害扶助料、退職手当、解雇手当等を免れ  
 或は賃銀支拂の義務等一切の雇傭契約  
 上の責任を迴避し、(二)雇傭契約を個別的  
 に結ぶ不規則なる労働条件を課して、労働  
 者の團結を妨害し、(三)労働者自身の給料  
 を知らさせず、長時間の労働、或は過度の教  
 務の強制と云ふが如く封建的酷使を行ひ、  
 (四)生活が一切親方放縦なる意志に依り  
 次せらるる結果、親分乾分の関係を深から  
 しめて反動勢力の要素とする。  
 東京建設、銅鉄家具、服部製作所その他

建築材料生産工場及製罐工場に於て  
 は現に此の制度を採用してゐる。本組合は  
 此の不合理なる下請親方雇傭制度撤廃  
 のために次の手段を以つて闘ふ。

〔実行方法〕

- (一)労働新聞、演説会、研究会及びその他の  
 集会に於ては下請親方雇傭制度の不合理と  
 労働者の利益とを指摘してこれを知らしめる事
  - (二)現に下請親方雇傭制度を採用してゐる資  
 本家には本大会の決議を以て警告と發する  
 事。警告の方法は特別委員を挙げて一任する。
  - (三)下請親方雇傭制度撤廃のために他の労働  
 団体と協力して闘ふこと。
- 議長。質問はありませんか。  
 小林君(北豊島)。決議文をつきつける工場の  
 範圍如何。

三三  
 藤田君。調査の上、全部に及ぼしたいと思ふ。  
 小林君(北豊島)。本部に調査が出来てゐるか。  
 藤田君。未だ完全な調査はしてないが、今後  
 調査なる調査を行つてゐる。  
 議長。討論に入ります。  
 山野辺君(京橋)。此の制度は我々を採取するの  
 に最も都合のよい制度で、比較的小工場で行  
 つてゐる結果、此れによつて無智な労働者は差  
 待せられてゐる。我々は此の要制度を徹底的に  
 征伐しなければならぬ。本案に賛成である。  
 杉本君(北部)。私は本案に賛成する。此の制  
 度は建築産業の労働者に及ぶものが多いから  
 之を撤廃させなければならぬ。  
 田口君(北豊島)。我國の労働運動にとつて、  
 此の不採なる制度が現在尚もある事は実  
 に遺憾である。私は本案に賛成である。